



高第 2350 号

令和 3 年 8 月 26 日

各県立高等学校長 様

各県立中等教育学校長 様

教 育 長

令和 3 年 9 月 1 日以降の県立高等学校等の教育活動等について（通知）

本県は、令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 9 月 12 日まで、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態措置の対象区域となっており、この間の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動等については、令和 3 年 8 月 17 日付け教育長通知によりお示ししています。

しかしながら、本県においては現在も、連日 2,000 人以上が新規感染者となる状況が続いている。このような状況下においては、各学校が、強い危機感を持ちリスクを回避し、生徒の安全・安心を確保しながら、教育活動を継続していくかなくてはなりません。

については、県教育委員会として、県内の人流抑制及び校内における感染防止対策の強化という視点から、令和 3 年 9 月 1 日以降の教育活動等について、次のように対応することとしました。各学校においては、さらに一層、感染防止対策の徹底に取り組むとともに、各家庭に対しても、引き続き感染予防の徹底への協力を依頼していただくようお願いします。

なお、本通知による対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

9 月 1 日から 9 月 12 日までは、3 年生（定時制については 3 年生・4 年生）は週 2 日、1 年生・2 年生は週 1 日の登校を基本とする分散登校を実施する。

- ・分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は 40 分 × 6 コマ、定時制課程は 40 分 × 4 コマでの授業実施を基本とする。その際、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登下校時刻を設定する。
- ・登校時の授業については、普通教室の上限人数を 20 人程度とする。
- ・登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。
- ・9 月 1 日以前から夏季休業終了後の教育活動を開始している学校のうち、分散登校の準備が整う学校については、教育委員会と協議の上、分散登校を前倒しして実施することを可とする。

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 大会等の 14 日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、平日の下校時刻は遅くとも 17 時とし、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

エ 学校行事等について

①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。

- 校外活動は延期又は中止とする。

②文化祭・体育祭等について

- 延期又は中止とする。

③学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期する。

【緊急事態措置期間中の教育活動等に係る具体的な対応】

1 感染防止対策の徹底について

- 現在、我が国では、従来株より感染しやすい可能性や重症化しやすい可能性が指摘されている変異株（デルタ株）に置き換わりが進んでいるが、国立感染症研究所によると、変異株についても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクの高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり）」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。こうしたことから、令和3年4月23日付け保体第1217号教育監通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について」及び令和3年5月7日付け保体第1271号保健体育課長、高校教育課長、学校支援課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」（令和3年6月14日付け保体第1591号保健体育課長通知により一部修正）に基づき、警戒度を高め、

特に次の点に留意して感染防止対策の一層の強化・徹底を図ること。

ア 登下校中も含め、校内での生徒及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。

イ 毎日の健康観察（登校前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。

ウ 教室、職員室、部活動の活動場所等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

エ 教室、職員室、部活動の活動場所等における常時換気を基本とした換気を徹底すること。

オ 学校で生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し対応すること。

○ 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について生徒への指導を徹底すること。

ア 生徒自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。

イ 每朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。

ウ 発熱等体調不良があり、自宅休養する中で症状が軽快したために、登校したところ、再び発熱等体調不良となり、受診、検査の結果、陽性が判明するケースが多くみられることから、症状が軽快したと感じても十分な休養をとった後に登校するよう促すこと。

エ 登校時、食事の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹼によるこまめな手洗いを徹底すること。

オ 校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また食べ物、飲み物を共有しないこと。

カ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、寄り道をせず、まっすぐに登下校すること。とりわけ、登下校途中の飲食はしないこと。

キ 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクを外すなどの熱中症対策を優先すること。

ク 教育活動外での生徒の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宿泊、ライブハウス等における催しへの参加等による感染が報告されているため、週休日等であっても、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えること。

○ 学校における感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。その際、一般的なマスクの中では、不織布マスクが最も高い予防効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることについて、保護者に情報共有すること。

2 学習活動における留意事項について

- 分散登校の実施に当たっては、次の点に留意して実施すること。
 - ア 登校日数は、3年生（定時制については3年生・4年生）は週2日、1年生・2年生は週1日を基本とする。ただし、定期試験を実施する場合は、1年生・2年生は週2日、3年生（定時制は3年生・4年生）は週3日を上限とすること。
 - イ 短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とすること。
 - ウ 普通教室の上限人数を20人程度とし、可能な限り距離を確保すること。
 - エ 自宅等における学習については、オンラインを活用して、学びの質の保障を行うこと。

＜9月1日～9月12日における分散登校の実施イメージ＞

【学年ごとの週当たりの登校日数と家庭学習の日数】

	週当たりの登校日数	家庭学習の日数
1、2年生	1日	4日
3年生	2日	3日

※家庭学習は、オンライン学習（授業の同時双方向による配信、授業動画のオンデマンド配信、学習教材や学習課題の配信や提出等）を基本として実施する。

【学年ごとに登校する日を分ける場合】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1年生	対面授業	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン
2年生	オンライン	オンライン	対面授業	オンライン	オンライン
3年生	オンライン	対面授業	オンライン	対面授業	オンライン

※対面授業を行う際、普通教室の上限人数は20人程度とする。

※この例では、月曜日に登校する1年生については、各クラスの生徒（40人）を2つの教室に分けて（20人ずつ）、授業を実施する。

※一般的な普通教室に20人の生徒が入る場合、1.3mから2m程度の間隔を確保できる。

【学年の半数の生徒が登校する場合】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1年生	対面授業 (奇数番号) 偶数はオンライン	対面授業 (偶数番号) 奇数はオンライン	オンライン	オンライン	オンライン
2年生	オンライン	オンライン	対面授業 (奇数番号) 偶数はオンライン	対面授業 (偶数番号) 奇数はオンライン	オンライン
3年生	オンライン	対面授業 (奇数番号) 偶数はオンライン	対面授業 (偶数番号) 奇数はオンライン	対面授業 (奇数番号) 偶数はオンライン	対面授業 (偶数番号) 奇数はオンライン

※この例では、月曜日に登校する1年生は、各クラスの出席番号が奇数番号の半数の生徒、

火曜日に残りの半数（偶数番号）生徒が登校することとしている。

- 学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。
 - ア 授業実施の際は、換気を徹底するため常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でも、こまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。
 - イ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適切に取り扱うこと。
 - ウ 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
- 自宅等において学習を行う際に、家庭の通信環境が整わない生徒に対しては、必要に応じて、端末やモバイルルーター等の貸出しを行うこと。
- 分散登校の実施に当たり、自宅等において学習を行うことに不安等のある生徒については、登校させ学校でオンラインを活用した授業に参加させる等、丁寧な対応を行うこと。
- 分散登校の際の自宅等における学習の取扱いについては、
 - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
 - ② 教師が生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わることができる。

3 出欠席の取扱いについて

- 分散登校に伴う出欠席の取扱いについては、次のとおりとすること。
 - ア 学年ごとに登校する日を設定する場合は、登校する学年は授業日数に含めるが、登校しない学年は授業日数に含めないこと。
 - イ 学年を別日に分けて登校させることは可能であるが、その場合は同一学年の授業日数は同一とすること。
- 分散登校により、自宅等にいる生徒に対して、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
 - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）
※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

4 生徒の主体的な活動における留意事項について

- 生徒の主体的な活動の実施については、必要最小限のものに限定することとし、感染防止対策を強化・徹底するよう生徒を指導すること。
 - ア 生徒会活動は原則として実施しないこととする。実施する必要があると校長が判断する場合は、ＩＣＴの活用などの工夫を講じるよう指導すること。
 - イ 大会等への参加に伴う部活動の取扱いについては、別紙2に基づくこと。

5 感染状況に不安を抱く生徒・保護者への配慮について

- 感染が拡大していることへの不安により、保護者から休ませたいと相談のあった生徒については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
- 感染が拡大していることへの不安から登校を控える生徒などのやむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない生徒と同様、学習に著しい遅れが生じることがないよう、教室で行う授業を、ICTを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようとするなど、当該生徒の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。
- やむを得ず学校に登校できない生徒に対して行う学習指導については、
 - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
 - ② 教師が生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わることができる。
- やむを得ず学校に登校できない生徒について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
 - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）
※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

6 心のケア、いじめ、偏見、差別等の防止について

- 生徒の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。
- 特に、休業期間終了後の時期に生徒の自死が増加する傾向があることを踏まえ、生徒の変化を注意深く観察し、教職員間での情報共有に努めるとともに、生徒の見守りを行うこと。

7 P T A活動について

- P T A活動については、P T A役員等とよく話し合った上で、オンライン会議システムやS N Sを適宜活用するなど、工夫して行うこと。

8 学校施設開放について

- 学校施設開放については9月1日から9月12日の期間は中止することとし、その旨を利用団体に丁寧に説明すること。

変異株と対策について【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年8月17日変更)から抜粋】

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しづつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株(*Variant of Concern: VOC*)と注目すべき変異株(*Variant of Interest: VOI*)に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)、B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、P.1 系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある(B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)は、実効再生産数の期待値が従来株の1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の1.4 倍(40-64 歳では1.66 倍)と推定)。また、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)やB.1.351 系統の変異株(ベータ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)については、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、P.1 系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)の割合が上昇しており、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)からB.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)に置き換わりが進んでいる。また、注目すべき変異株は、B.1.617.1 系統の変異株(カッパ株)がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。

問合せ先

【通知全般に関することについて】

高校教育課

教育課程指導グループ 橋本、小野

電話(045) 210-8260 (直通)

【部活動（運動部）に関することについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、桐原

電話(045) 210-8312 (直通)

【部活動（文化部）に関することについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045) 210-8254 (直通)

【P T A活動に関することについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045) 210-8347 (直通)

【学校施設開放に関することについて】

生涯学習課

企画推進グループ 藤野、石田

電話(045) 210-8342 (直通)